

中小企業者向け支援制度のご案内

展示会等出展事業補助金

国内の展示会等に出展し、販路の開拓に取り組む事業者を支援します。(共同出展の場合、上限額は出展事業者数で除した額)

補助対象経費	出展小間料 ※1事業者年1回限り ※同一展示会等は通算3回限り
補助額	補助対象経費の2分の1
上限	小売りを主目的とした展示会等は上限 6万円 、小売りを目的としない展示会等は上限 20万円
申請時期	補助対象事業開始10日前まで

海外展示会等出展事業補助金

海外の展示会等に出展し、販路の開拓に取り組む事業者を支援します。(渡航に係る航空運賃のみは対象外)

補助対象経費	出展小間料及び渡航に係る航空運賃(最も合理的な経路による運賃で、最大20万円) ※1事業者年1回限り ※同一展示会等は通算3回限り
補助額	補助対象経費の2分の1
上限	40万円
申請時期	補助対象事業開始10日前まで

知的財産権登録事業補助金

知的財産権の取得に取り組む事業者を支援します。

補助対象経費	日本国特許庁に提出した知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権に限る。)の出願又は出願審査の請求に係る手数料
補助額	補助対象経費の2分の1
上限	10万円
申請時期	知的財産権の出願又は審査請求日から30日以内

新事業展開・技術開発支援事業補助金 **NEW!** 2018年7月より創設

大学・公的研究機関等と新事業展開・新製品・新技術の研究開発に取り組む事業者を支援します。

補助対象経費	研究機関等に支払う経費のうち、次に掲げる経費 (1) 共同研究費(研究機関等との共同研究) (2) 委託費(研究機関等との委託研究) (3) 技術コンサルティング費 (4) 材料や製品の分析を行う依頼試験に要した手数料
補助額	補助対象経費の2分の1
上限	研究機関等との契約に基づく連携事業は上限 30万円 、契約を有しない依頼試験等は上限 10万円
申請時期	事業開始した日(契約締結日、依頼試験申込日)から30日以内

専門家派遣事業

中小企業診断士、税理士、弁理士、弁護士等の専門家をあなたの事業所に派遣(原則3回まで)します。派遣にかかる費用1回あたり21,000円のうち3分の1と消費税分はご負担いただきます。

▼お問い合わせ先

ISCS 産業支援センターせと
Industrial Support Center Seto

〒489-0813 瀬戸市蔵所町1番地の1 瀬戸蔵3階

電車 名鉄瀬戸線「尾張瀬戸駅」下車徒歩約5分

駐車場 1時間無料、以降1時間ごとに100円

TEL:0561-97-1191 FAX:0561-97-1192

■窓口開設時間/月曜10:00~16:00 火~金曜9:00~16:30

■ホームページ <http://www.isc-seto.com/>

2019年4月から
開設時間を拡大

「産業支援センターせと」は、瀬戸市と産業界の各団体で構成される瀬戸市地域産業振興会議が運営しています。

事務局

瀬戸市 産業政策課 企業支援係(市役所3階)

〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1

TEL:0561-88-2651 FAX:0561-82-2931